

(その1)



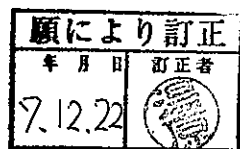
収支報告書

令和 6 年分
(平成 年 月 日開催分)

- (ふりがな) ゆはらしゅんじこうえんかい
- 1 政治団体の名称 湯原俊二後援会
- 〒 683-0804
- 2 主たる事務所の所在地 鳥取県米子市米原5丁目3-20
- 3 代表者の氏名 藤森 秀樹
- 4 会計責任者の氏名 湯原 清志

政治団体の区分	
☐ 政	党
☐ 政	党 の 支 部
☐ 政	治 資 金 団 体
☐ 政	治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2
	第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体	
☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部	

活動区域の区分	
☐ 2 以上 の 都 道 府 県 の 区 域 等	
☒ 同 一 の 都 道 府 県 の 区 域 内	



報告年に誤りがあったため。

事務担当者の氏名 湯原 裕子

電話番号 0859-21-2888

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公職の種類	(現・候)
資金管理団体 の届出をした	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1 号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2 号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	湯原 俊二
公職の種類	衆議院議員(現・候)

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	

5/14 2-7.㊦ ✓

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	244,843
(前年からの繰越額)	4,843
(本年の収入額)	240,000
支 出 総 額	240,000
翌年への繰越額	4,843

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	240,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	240,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア + イ)	240,000	

(その7)

(1, 2, 3 のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体	
寄附者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業 (又は代表者の氏名)	備考
立憲民主党鳥取県第2区総支部	240,000	R6.12.1	米子市米原5丁目3-20	湯原 俊二	事務所の無償提供
こ の 頁 の 小 計	240,000	(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。			
そ の 他 の 寄 附	0	(注2) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。			
合 計	240,000	(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	0	
小 計	0	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	240,000	
小 計	240,000	
合 計	240,000	

全国団体用

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		その他の経費（金銭以外のものによる寄附相当分）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備 考
金銭以外のものによる 寄附相当分	240,000	R6.12.1	立憲民主党鳥取県第2区総 支部	鳥取県米子市米原5丁目3-20	
この頁の小計	240,000				
その他の支出	0				
合 計	240,000				

(注1) 5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出はすべて個別に記載し、5万円未満（同1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 ・ 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7 年 4 月22日

政治団体の名称 湯原俊二後援会

会計責任者の氏名 湯原 清志

代表者の氏名
(解散時のみ)



印

(注) 政治団体の解散に伴う収支報告書(解散届の解散日の年のみ)には、会計責任者の記名・押印(又は署名)のほか、代表者の記名・押印(又は署名)が必要です。

政治資金監査報告書

令和7年 4月 21日

湯原俊二後援会

代表 藤森 秀樹 殿

登録政治資金監査人

登録番号

研修修了年月日

播間光広

第 2865 号

平成21年10月15日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、湯原俊二後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、湯原俊二後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

湯原俊二後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、湯原俊二後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上